

## 第6章 騒音・振動



## 騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等に係る規制基準

時間 区域	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	朝 (午前 6 時～午前 8 時) 夕 (午後 7 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

## 騒音に係る環境基準

### 一般環境の騒音基準

(施行：平成 11 年 4 月 1 日、県内の類型見直し：平成 11 年 9 月 24 日告示、同年 10 月 1 日施行)

地域の類型	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 備考 1. A Aを当てはめる地域は療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住宅の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

### 道路に面する地域

地域の区分	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線道路に近接する特例基準	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

### 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備考
I	70 デシベル以下	午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。
II	75 デシベル以下	

注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

### 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考 1 a区域：環境基準類型指定の「AA又はA地域」  
 b区域：                    "       「B地域」  
 c区域：                    "       「C地域」

2 騒音測定は、道路の敷地境界にて行う。

### 騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

規制種別\区域	1号区域	2号区域
騒音基準	85 デシベル	
作業時刻	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで
1日当りの作業時間	10時間/日を超えない	14時間/日を超えない
作業の期間	連続して6日を超えないこと	
休業日	日曜日、その他の休日（祝祭日）	

### 振動規制法に基づく特定工場等（工場、事業場）に係る規制基準

区域	時間	
	昼間（午前8時～午後7時）	夜間（午後7時～午前8時）
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

### 振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

規制種別\区域	1号区域	2号区域
振動の基準	75 デシベル	
作業時刻	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで
1日当たりの作業時間	10時間/日を超えない	14時間/日を超えない
作業の期間	連続して6日を超えないこと	
休業日	日曜日、その他の休日（祝祭日）	

## 1. 特定工場等騒音調査

### (1) 調査内容

工場・事業場名	測定日時	調査地点数
日本製紙(株)八代工場	平成 17 年 12 月 21 日 1:06～ 1:45	10
(株)興人八代工場	平成 17 年 12 月 21 日 0:18～ 0:56	10
メルシャン(株)八代工場	平成 17 年 12 月 20 日 23:23～ 0:09	10
コバシ(株)九州事業部	平成 17 年 12 月 20 日 22:32～23:11	10

### (2) 調査方法等

#### ① 測定値

工場・事業場の敷地境界線において、騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく夜間の時間帯において測定を行った。

1 特定工場等での測定地点は 10 地点とし、測定中に付近から様々な暗騒音（通行人及び自動車等）の影響をなるべく受けない状況を選び 2 回以上測定を行った。

測定した 4 工場等の騒音は定常音であったため、その指示値を測定値とした。

#### ② 規制基準

特定工場等に係る夜間の騒音の基準値は、本章の見出しの裏に掲載。

本調査では、各測定地点で規制区域（第 3 種区域又は第 4 種区域）が異なるため、それぞれの測定地点に基準値を記している。

### (3) 調査結果の概要

#### ① 日本製紙(株)八代工場

全調査地点において規制基準を超過した。例年に比べ、No,9 は 2～3 デシベル低減していたものの、他の調査地点は全体的に数デシベル高い結果となった。

#### ② (株)興人八代工場

例年規制基準を超過する No,7 をはじめ、No,4 が平成 9 年度以来、No,8 が平成 10 年度以来、計 3 地点が規制基準を超過した。

#### ③ メルシャン(株)八代工場

No,2 が平成 13 年度以来、規制基準を超過した。

#### ④ コバシ(株)九州事業部

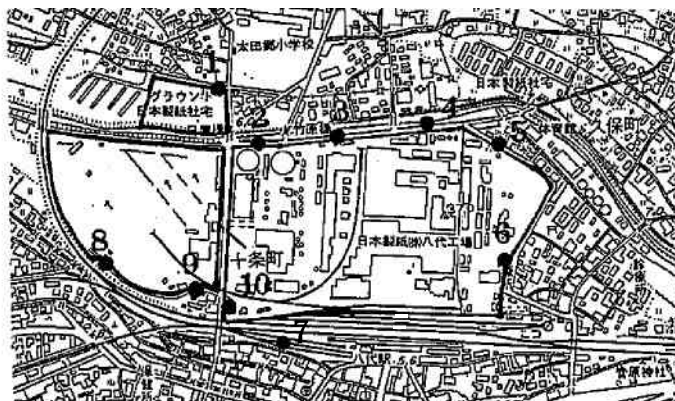
No,5 を除く 9 地点が規制基準を超過した。特に主要発生減であるコルゲートマシンに直近の No,3 は、近年では最も高い 74 デシベルを記録するなど、全体的に例年より高い結果となった。

工場南側には、市営団地などがあり、住民から苦情の申立ても行われていたことから、本調査後に 2 回深夜騒音の測定を行い、それらの結果をもとに工場に対し改善要請を行った。

表一 測定結果及び調査地点

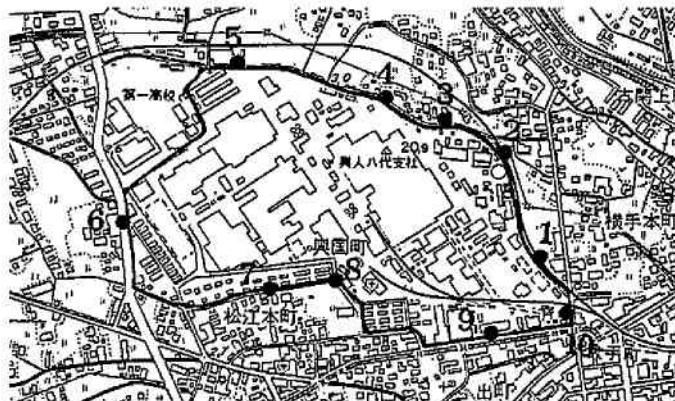
日本製紙（株）八代工場

No	H15	H16	H17	基準値
①	51	52	56	50
②	55	55	58	50
③	52	54	57	50
④	53	49	52	50
⑤	59	57	59	50
⑥	52	48	52	50
⑦	57	57	60	50
⑧	51	53	55	50
⑨	62	63	60	50
⑩	61	62	65	50



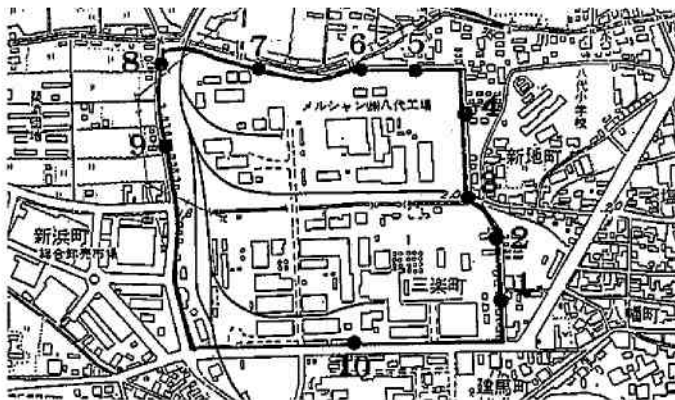
(株) 興人八代工場

No	H15	H16	H17	基準値
①	45	45	46	50
②	40	40	45	50
③	47	42	47	50
④	47	46	52	50
⑤	46	45	48	50
⑥	47	44	49	50
⑦	50	47	56	45
⑧	47	46	52	50
⑨	44	46	48	50
⑩	46	42	46	50



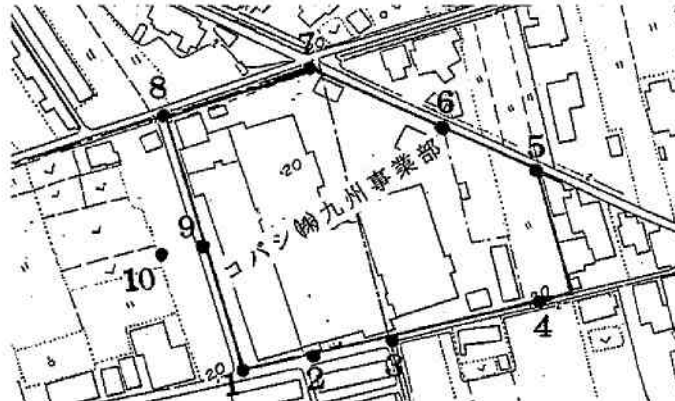
メルシャン（株）八代工場

No	H15	H16	H17	基準値
①	46	45	49	50
②	41	43	49	45
③	44	41	48	50
④	41	41	46	50
⑤	43	43	45	50
⑥	43	51	50	50
⑦	47	46	49	50
⑧	42	41	46	50
⑨	42	44	48	50
⑩	45	44	53	60



コバシ（株）九州事業部

No	H15	H16	H17	基準値
①	55	54	59	50
②	62	61	64	50
③	67	66	74	50
④	58	53	62	50
⑤	53	46	50	50
⑥	59	53	56	50
⑦	56	57	63	50
⑧	56	64	58	50
⑨	54	52	60	50
⑩	49	48	55	50



\* 単位：dB(A) (デシベル)  
 \* ゴシック体の数値は規制基準を超えたもの

## 2. 自動車騒音調査

### (1) 調査地点等

	道路名	測定地点名		地域	車線	測定年月日
				区分		
1	市道海士江町上野町線	上野町	八千把公民館前	A	2	H18.3.2～3
2	市道麦島線	古城町	農事研修センター前	B	2	H18.2.27～28
3	市道渡町平山新町線	豊原中町	J A八代高田支所前	B	2	H18.3.7～8
4	市道中央線	田中町	(旧)リード薬品田中町店前	B	2	H18.3.14～15
5	国道3号線	日奈久塩南町	日奈久記念碑前	C	2	H18.3.9～10
6	国道3号線	宮地町	マツダ八代営業所前	C	4	H18.3.30～31
7	県道八代港・大手町線	通町	長崎銀行八代支店前	C	4	H18.4.3～4
8	県道14号線(東幹線)	毘舎丸町	横手班消防車車庫前	C	4	H18.3.28～29
9	九州縦貫自動車道	岡町中	玉泉寺前	C	4	H18.3.27～28
10	県道八代港線	長田町	有園義肢(株)前	B	4	H18.4.20～21
11	県道八代港線	田中町	美・メーカー八代店前	B	4	H18.4.17～18
12	県道14号線主要地方八代・鏡・宇土線	海士江町	海士江団地集会室前	B	2	H18.3.7～3.8

### (2) 調査方法等

#### ① 測定値

騒音の測定は、原則として、道路（交差点を除く）に面し、かつ、住居、病院、学校等の用に供される建築物から道路に向かって1メートルの地点（当該地点が車道内にあることとなる場合にあっては、車道と車道以外の部分が接している地点）で行い、15分間隔で24時間連続測定を行った。

測定データは、各時間帯（昼間、夜間）の等価騒音レベル（Leq）とした。

#### ② 環境基準

この調査では、各調査地点で地域の区分（A地域、B地域又はC地域）が異なるため、それぞれの測定地点ごとに基準値を記している。

図-1 自動車騒音測定地点





### (3) 調査結果の概要

環境基準、要制限度とも測定及び評価方法は異なるが、参考までに本調査結果と比較してみると、調査 12 地点のうち環境基準を超過したのは、昼間の時間帯において 9 地点（16 年度 6 地点）、夜間の時間帯においては 6 地点（16 年度 5 地点）であった。

また、要請限度を昼・夜間ともに超過しているのは、No. 6 の国道 3 号線沿いマツダ八代営業所前及び No. 9 の九州縦貫自動車道沿いの玉泉寺前の 2 地点（16 年度同様）となっている。

全体的には、平成 16 年度の測定値と比較して同様の傾向を示しているが、No. 3 の JA 八代高田支所前など数デシベル増加した地点が見受けられた。

時 間 帯 測定結果 測定地点	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)				夜間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)			
	環境 基準	要請 限度	H16 測定値	H17 測定値	環境 基準	要請 限度	H16 測定値	H17 測定値
1. 八千把公民館前	60	70	<b>65</b>	<b>65</b>	55	65	55	56
2. 農事研修センター前	65	75	<b>69</b>	<b>69</b>	60	70	<b>61</b>	60
3. JA 八代高田支所前	65	75	63	<b>67</b>	60	70	54	60
4. (旧)リード薬品田中町店前	65	75	65	<b>67</b>	60	70	60	<b>61</b>
5. 日奈久記念碑前	70	75	<b>73</b>	<b>74</b>	65	70	<b>71</b>	<b>73</b>
6. マツダ八代営業所前	70	75	<b>76</b>	<b>76</b>	65	70	<b>75</b>	<b>75</b>
7. 長崎銀行八代店前	70	75	65	67	65	70	58	60
8. 横手班消防車車庫前	70	75	70	<b>74</b>	65	70	65	<b>67</b>
9. 玉泉寺前	70	75	<b>77</b>	<b>76</b>	65	70	<b>71</b>	<b>71</b>
10. 有園義肢(株)前	70	75	68	70	65	70	60	62
11. (旧)手芸センター前	70	75	70	69	65	70	63	62
12. 海士江集会室前	70	75	<b>72</b>	<b>72</b>	65	70	<b>67</b>	<b>66</b>

[単位：デシベル (dB)]

(備考) 1 測定値は等価騒音レベル (Leq)。

2 ゴシック体 (太字) は環境基準を超過。網掛け  は要請限度を超過。

### 3. 特定建設作業（騒音・振動）の届出状況

建設作業のうち著しい騒音・振動を発生する作業は、騒音規制法、振動規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例（騒音のみ）により作業実施の届出を義務付けており、これらの特定建設作業には規制基準が設定され、作業の時間帯等にも制限が設けられている。

平成 17 年度届出件数

根拠法令等	特定建設作業の種類	届出件数
騒音規制法	1. くい打ち機等を使用する作業	8
	2. びょう打ち機を使用する作業	0
	3. さく岩機を使用する作業	7
	4. 空気圧縮機を使用する作業	2
	5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
	6. バックホウを使用する作業	3
	7. トラクターショベルを使用する作業	0
	8. ブルトナーを使用する作業	1
	小 計	20
熊本県生活環境の保全等に関する条例	1. コンクリートカッターを使用する作業	0
	2. 掘削機械を使用する作業	30
	3. 鋼球を使用する作業	0
	小 計	30
振動規制法	1. くい打ち機等を使用する作業	6
	2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
	3. 舗装版破砕機を使用する作業	0
	4. ブレーカーを使用する作業	3
	小 計	9
合 計		57